

特別の教育課程の編成の方針等

本校では、文部科学省に認定された教育課程特例校として、特別の教育課程を編成し実施しています。このページでは、特別の教育課程を編成する方針等をご紹介します。

特別の教育課程を開始した年度

平成17年度から構造改革特別区域の認定を受け、特別の教育課程を開始しています。教育課程特例校としては、平成21年度から取組を行い、令和13年（2031年）まで実施予定です。

特別の教育課程の概要

近年、国際化・グローバル化が進んでおり、今後その流れはますます大きくなることが予想されます。令和2年度から全面実施の学習指導要領では、3・4学年で外国語活動の拡充、5・6学年で外国語科の新設が行われ、外国語教育の一層の充実を図ることとなりました。そこで本校では、1・2学年の早期から外国語活動を実施し、他国の文化や生活を理解させながら、英語によるコミュニケーション活動を中心とした学習活動に取り組むことにより、3～6学年の外国語活動・外国語科学習の素地となる力を養っていくこととしました。

地域や学校の特色とその特色を活かして 特別の教育課程を編成して教育を行う理由

本校を含む大泉町の小学校では、平成17年度の英語特区の認定より、英語科学習を開始し、継続してその充実を図ってきました。現在、これまでの指導方法等の蓄積を活用しながら、担任とALT・日本人英語担当講師が連携した英語の授業が展開されています。本町に居住する外国人の割合は18%を超えており、多文化共生が町の課題でもあります。そのため、小学校1学年という早期の段階から、外国語活動に取り組み、積極的に他国の人々と関わり合おうとする態度を身に付けたり、他国の文化や生活を理解したりすることができるよう、特別の教育課程を編成しました。

特別の教育課程を編成する際の各教科等の授業時数

小学校第1, 第2学年において「外国語活動」を行う。

- ・第1学年は生活科を20時間削減し、「外国語活動」に充てる。
- ・第2学年は生活科を35時間削減し、「外国語活動」に充てる。